大田原市

制服に体操着、
通学用カバンや上履き…
いろいろお金がかかるなぁ

給食費だけでなく、修学旅行や
校外活動費もかかるのね！
どうしよう…

このような悩みはありませんか？

しゅうがくえんじょせいど

就学援助制度

小中学生の子どもがいるご家庭に
学用品費（ノートや鉛筆など）
給食費
修学旅行費
などを支援する制度です！

児童扶養手当を受給しているご家庭や**所得が低く支援が必要**と認められる
ご家庭が対象です。 くわしくは、後ろのページを見てください。

令和６年度から
所得基準を緩和します！

★申請を希望する方

まずは、下記を切り取り、通学中の学校へ提出し、申請書を受け取ってください。

認定になる場合、申請があった月の翌月分から支給の対象になります。4月分から支給を希望される場合は、春休みに入る前までに申請書を提出してください。

きりとり

就学援助費支給申請書の配付を希望します。

記　入　日	令和　　年　　月　　日
保護者氏名	
児童生徒氏名 （学年・組） ※複数いる場合は、連名でご記入ください。	

大田原市

どんな世帯が対象になるの？

生活保護を受けている世帯（要保護）と、生活保護に準じて困窮している世帯（準要保護）が対象です。
生活保護に準じて困窮している世帯（準要保護）とは、児童扶養手当を受給している世帯、前年の世帯所得合計が次の表の金額くらいで、援助が必要と認められる世帯　などです。

世帯状況		2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
前年の世帯所得合計目安	緩和前	160 万円	220 万円	270 万円	310 万円
	緩和後	180 万円	240 万円	290 万円	340 万円

※上記はあくまでも目安です。世帯員の状況・年齢により基準は異なります。

令和5年度の支給内容

認定になると、次の項目の援助が受けられます。

区分／支給項目	認定区分		支給額（年額）		備考
	要保護	準要保護	小学校	中学校	
学校給食費	生活保護費から支給	○	自己負担額	自己負担額	学校給食費に直接充当
学用品費		○	11,630 円	22,730 円	
通学用品費		○	2,270 円	2,270 円	2 年生以上
新入学児童生徒学用品費		○	54,060 円	63,000 円	4月から認定の新1年生のみ
校外活動費（宿泊なし）		○	1,600 円まで	2,310 円まで	
校外活動費（宿泊あり）		○	3,690 円まで	6,210 円まで	
修学旅行費	○	○	自己負担額	自己負担額	
医療費	○	△	現物給付	現物給付	う歯等学校病のみ対象医療費助成優先

※住所が市外の場合や市外の学校に通学している場合は、支給項目が異なります。そのため、住所地と学校所在地の教育委員会、両方に就学援助費の申請を行う必要があります。

申請から支給までの流れ

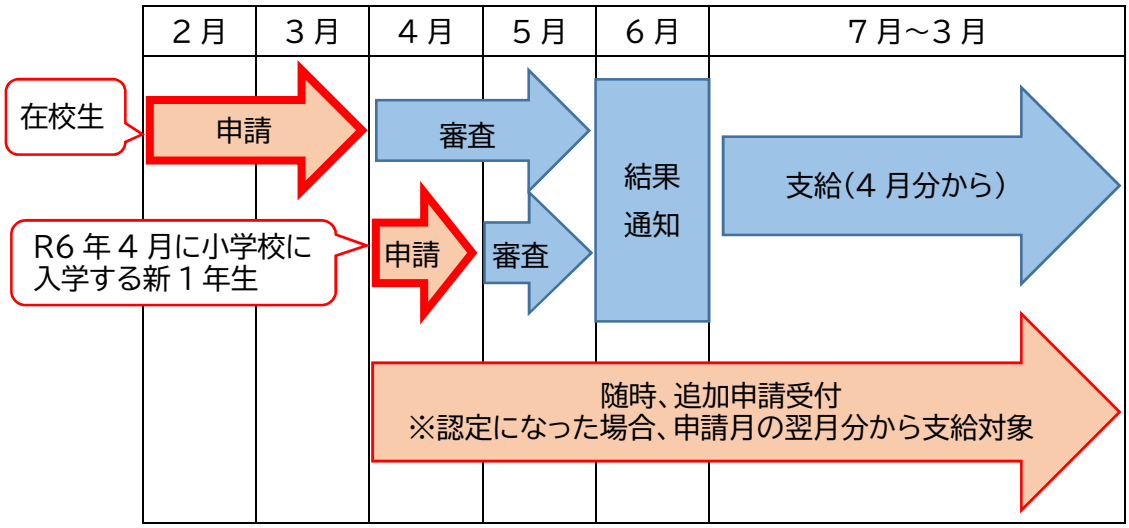

制度のこと、心配ごとなど、お気軽にお問い合わせください！
大田原市教育委員会　学校教育課　TEL　0287-23-3124